



名取市
City of Natori

Press Release

報道関係者 各位

令和3年9月15日
名取市水道事業所

経済産業省中小企業庁からの指導について

令和3年9月3日付けで、経済産業省中小企業庁より「名取市水道事業所計量事務委託業務」に関して、消費税率引上げ日以後の委託料の設定が「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）」に違反するため、改善措置を講じるよう指導がありました。

本業務について、当事業所と個人事業者（水道メーター検針員）は、税込単価の委託料にて業務委託契約を交わしていましたが、当事業所が消費税率引上げ日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく委託料を支払っていたことは、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段に掲げる行為に該当するものでした。

今回の指導を真摯に受け止め、指導内容に従い必要な措置を講じていきます。

対象となる個人事業者には、これまでの経緯と指導内容を説明のうえ、原状回復を図ってまいります。

今後、このようなことがないように再発防止を徹底してまいります。

【問い合わせ】

名取市水道事業所 小林（内線 240）

TEL：022-384-2111 FAX：022-384-9030

※不在の場合は折り返しご連絡いたします。